

## 庵治中学校いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に行う。

### 1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

#### (1) いじめの未然防止

生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような学級・学年・学校づくりに努める。

#### (2) いじめの早期発見

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化を見逃さないよう日常的な観察に努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する。

#### (3) いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て対応する。

#### (4) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会の指導・助言をもとに連携しながらその事態に対処する。

#### (5) 教職員の指導力の向上

すべての教職員がいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行う。

### 2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実動的に行うため、「庵治中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、女子生徒指導担当、各学年主任、教育相談担当(養護教諭)とし、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の専門家も参加する。

### 3 本校におけるいじめ防止等のための取組

#### (1) いじめの未然防止

##### ① 道徳教育及び体験活動(全教職員によるローテーション道徳授業の実施)

いじめ防止に向けて、生命尊重等に関わる道徳教育や体験活動等を推進する。

##### ② 傍観者を生まない集団づくり

「強めよう絆月間」等を捉えて、生徒がいじめを自分たちの問題として捉え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

##### ③ インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

##### ④ 保護者や地域との連携

いじめ防止に向けてPTAや庵治地区青少年健全育成連絡協議会、さらに学校運営協議会等と連携しながら、いじめの防止取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

① 日常的な観察

すべての教職員が、生徒が示す変化を見逃さないよう日常的な観察に努める。

② 「生活ノート」等を活用したいじめの把握

生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「生活ノート」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

③ アンケートの実施（年間5回実施・定期テスト発表時と長期休業明け）

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施する。

④ 教育相談体制の整備

生徒の悩みを積極的に受け止めるため、年度当初に教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。

(3) いじめに対する措置

① いじめを認知したときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

イ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有する。

ウ 速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。

エ 事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

オ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に対処する。

② いじめられた生徒又はその保護者への支援

ア いじめられた生徒から、事実関係の聴き取りを行う。

イ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。

ウ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。

エ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒への支援体制をつくる。

オ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得る。

カ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

ア いじめたとされる生徒から事実関係の聴き取りを行う。

イ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。

ウ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。

エ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。

オ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。

カ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

④ 学級・学年全体への指導

ア 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。

イ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えられるよう指導する。

ウ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合など重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行う。

##### (2) 調査

重大事態に対しては、市教育委員会の指導・助言に基づき調査委員会を設置し、アンケートや聴き取りなどの方法により事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、調査内容を十分検討し、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。また、調査によって確認された事実関係等は、関係する生徒やその家族への継続的な支援、指導、助言等に活用する。

#### 5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。「かがやく笑顔をとりにどすために」「いじめのない学校づくり（生徒指導リーフ増刊号）」「いじめの未然防止に向けて」等の研修資料を活用して、いじめの対応に係る教職員の指導力向上を図る。

日常における新型コロナウイルス感染防止対策のために、生徒・教職員ともに新しい生活習慣を確実に実践する。

#### 6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。また、生徒会が採択した「庵治中学校人権宣言」を尊重する。

### 庵治中学校人権宣言

人権、それは地球上に生きるすべての人々がもつ権利です。

人権、それはどんな理由があろうと、差別されることなく幸せに生きるという権利です。

私たちは、総合的な学習の時間や日々の生活の中で、人の生命を奪い合う最大の差別である戦争や障がい者差別、ハンセン病回復者に対する差別など、幸せに生きたいという心からの願いを踏みにじり、かけがえのない生命までも奪ってしまう差別について考えてきました。

差別は、人として決して許されないものです。自分さえよければという考えや、相手よりも上にいると安心だという弱い心が差別を生み出していきます。

さまざまな学習を積んできた私たちの学校生活はどうでしょうか。一人ひとりの人権が大切にされているでしょうか。悪口で相手の心を傷つけたり、友だちの失敗を笑ったりしていることはないでしょうか。

そんな行為に気づかない、気づこうとしない、また学校や社会のルールを破ろうとするなかまに対し、見て見ぬふりをしていることはないでしょうか。なかまのことを考えず、自分さえよければいいという考え方、これも差別につながります。

私たちは、すべての人が幸せに生きる社会を築いていきたいと考えます。そのためには、これまで学習してきた、さまざまな差別の問題を他人事とせず、自分自身の課題としてとらえていきたいと思えます。そして何よりもまず、私たちの庵治中学校から一切の差別をなくし、一人ひとりが生き生きと輝く学校をめざすことをここに宣言します。